

山科区選挙管理委員会告示第10号

昭和51年10月4日山科区選挙管理委員会告示第5号（公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区）の一部を次のとおり改めます。

平成27年9月11日

山科区選挙管理委員会
委員長 稲本浩一

第14投票区の項中「東野井ノ上町,」を削る。

第21投票区の項中「東野中井ノ上町,」の右に「東野井ノ上町,」を加える。

(山科区選挙管理委員会事務局)